

(I1-4) 土木学会特別表彰規程

平成21年11月20日 制 定
平成23年11月18日 一部改正
平成24年5月11日 〃

(目的)

第1条 この規程は、土木学会細則第48条に基づき会長が行う土木学会特別表彰（以下「特別表彰」という。）について定める。

(受彰者)

第2条 会長は、特別表彰として、安全、健全な社会生活あるいは経済活動の遂行のため、社会基盤の整備・維持・活用、あるいはその甚大な被害による社会的影響の未然防止、局限化、復旧に極めて顕著かつ多大な貢献をなした者を表彰する。

2 候補者は、第3条に規定する推薦によるものとし、学会会員の資格の有無を問わないものとする。

3 受彰者は、土木学会賞等、学会の他の賞の表彰等の対象者との重複を妨げないものとする。

(推薦方法)

第3条 特別表彰の候補者の推薦は、適時行うことができる。

2 推薦者は、理事、支部長、細則第33条に規定する委員会の委員長及び海外分会の分会長とし、推薦に当たり、別に定める推薦書、候補業績の要旨各1部を提出するものとする。

(審査、決定方法)

第4条 会長は、特別表彰の候補者が推薦された場合、正副会長会議を招集して表彰の可否について討議する。討議に当たっては、表彰の内容に応じて、以下の各号を考慮するものとする。

(1) 社会的側面（社会への影響、経済的効果等）

(2) 即時的対応の重要性（即時性に極めて意義があり、通常の表彰制度による対応が困難）

(3) 技術的側面（採用した技術の適正さ等）

(4) マネジメント（指示命令体制等非常時体制の適正さ、広報対応の適正さ等）

2 会長は、前項の討議に当たり、必要に応じ、理事あるいは委員会の委員長をオブザーバーとすることができる。

3 第1項の討議の過程及び関連資料については、公表しない。

4 会長は、第1項の討議を経て表彰の可否を決定し、推薦者に通知する。

5 会長は、前項により表彰を決定した場合、理事会に報告する。

(表彰方法)

第5条 会長は、特別表彰の決定後できる限り速やかに、受彰者を賞状により表彰するものとする。

(事務局)

第6条 特別表彰の担当事務局は、総務課とする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年11月20日 理事会議決） この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規程は、平成24年4月16日から施行する。